

## IX 雇用保険

### 1 雇用保険制度

雇用保険是为了保障劳动者在失业后到重新找到工作这一段期间的生活安定而支付一定金额的保险制度。雇用保险也适用于外国人。但是，外国公务员及外国的失业补偿制度的适用者则不在保险范围以内。

雇用保险的加入手续是：用人单位去所在地的公共职业安定所办理。

保险费根据劳动者的工资，劳动者和用人单位各按规定的比例负担。

- 一般企业 15.5 / 1000 (单位9.5/1000、劳6/1000)
- 农林水产业、造酒业 17.5 / 1000 (单位10.5/1000、劳7/1000)
- 建筑业 18.5 / 1000 (单位11.5/1000、劳7/1000)

(2024年度)

### 2 雇用保险的支付

雇用保险的被保险者由于被解雇、用人单位倒闭及个人理由等原因离职后，虽然本人有劳动意欲和能力，但却处于不能就业时，可以得到失业补贴的支付。由于个人理由、退休等原因离职时，在离职之日的前两年，被保险者的期间总计必须达到12个月以上，方可以得到失业补贴支付。

因用人单位倒闭、解雇等原因离职时，在离职之日的前1年，被保险者的期间总计6个月以上，便能得到失业补贴支付。

## IX 雇用保険

### 1 雇用保険制度

雇用保険とは、労働者が失業した時に、その人が再就職するまでの生活の安定を図るための給付などを行う制度です。雇用保険は外国人にも適用になりますが、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けている者は、被保険者になれません。

雇用保険の加入手続は、事業主が管轄の公共職業安定所に対して行います。

保険料は、労働者の賃金に応じて、労使がそれぞれ決められた割合を負担します。

- 一般の事業 15.5/1000 (使 9.5/1000、労6/1000)
- 農林水産・酒造業 17.5/1000 (使 10.5/1000, 労7/1000)
- 建設業 18.5/1000 (使11.5/1000, 労7/1000)

(令和6年度)

### 2 雇用保険給付

雇用保険の被保険者が解雇・倒産・自己都合等により離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場合に失業給付が支給されます。失業給付を受けるには、自己都合・定年等で離職した場合、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要です。

離職の理由が倒産・解雇等の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば支給されます。

另外,关于被保险者期间,1个月里工资支付的基础天数达11天以上的月份,或工资支付的基础劳动时间达80小时以上的月份,按1个月计算。

能得到支付的期间为从离职之日的第2天算起计1年。支付天数根据加入保险的期间和年龄,按下一页的表中规定计算。

雇用保险的支付中能领取的按日金额称为“基本补贴日额”。基本补贴日额的算法如下:原则上在离职之日前6个月每月领取的工资总额除以180(此称为“工资日额”)后的50%~80%(60~64岁的人45%~80%)。但最高为8,490日元,最低为2,196日元(2023年8月当时)。

被保险者(劳动者),由于自己的失职等重大理由被解雇或没有正当的理由而因个人理由退職の場合,要受“支付限制”。

另外,对于2020年10月1日以后离职者,没有正当理由而因个人理由退職の場合,5年内最多2次为止,支付限制期间为2个月。

失业补贴支付的领取手续是到劳动者居住地的公共职业安定所,提交用人单位发给的“离职证明”的同时,办理求职申请。但如没有可以就劳的在留资格,则不能进行求职申请,自然也不予办理领取失业补贴支付的手续。

なお、被保険者期間は、1か月間に賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。

給付を受けることができる期間は、離職の日の翌日から1年間で、給付日数は被保険者であった期間と年齢によって次頁の表のように決まっています。

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。基本手当日額は、原則として離職した日の直前6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます)のおよそ50%~80%(60~64歳については45%~80%)となっています。ただし、最高は8,490円、最低は2,196円(令和5年8月現在)です。

被保険者(労働者)が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、または正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合は給付制限を受けることがあります。

なお、令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合は、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

失業給付の受給手続きは、事業主から交付された「離職票」を労働者の住所地の公共職業安定所に提出するとともに求職の申込みをして行います。就労できる在留資格がない場合は、求職の申込みができませんので、失業給付の受給手続きもできないことになります。

## 基本补贴支付天数

### ① 一般离职者

(②③以外の理由の所有离职者(规定年龄退休人员及主动离职人员))

被保险期间 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	适用所有年龄	-	90天		120天

### ② 残疾者等就业困难者

被保险期间 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	45岁未満	150天	300天		
45岁以上65岁未満	360天				

### ③ 因用人单位倒闭、被解雇等原因，没有再就业准备时间就被迫离职者

被保险期间 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30岁未満	90天	90天	120天	180天
30岁以上35岁未満	120天		180天	210天	240天
35岁以上45岁未満	150天			240天	270天
45岁以上60岁未満	180天		240天	270天	330天
60岁以上65岁未満	150天		180天	210天	240天

## 基本手当给付日数

### ① 一般の離職者

(②③以外の理由の全ての離職者(定年退職者や自己の意思で離職した者))

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	全年齡共通	-	90日		120日

### ② 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	45歳未満	150日	300日		
45歳以上65歳未満	360日				

### ③ 倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	120日		180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	150日			240日	270日
45歳以上60歳未満	180日		240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	150日		180日	210日	240日